

4

介護支援分野

令和2年 問題4

介護保険制度における都道府県の事務として正しいものはどれか。2つ選べ。

- 1 財政安定化基金の設置
- 2 地域支援事業支援交付金の交付
- 3 第2号被保険者負担率の設定
- 4 介護保険審査会の設置
- 5 介護給付費等審査委員会の設置

4	介護支援分野	市町村・国・都道府県の役割	1,4
---	--------	---------------	-----

1 ○

介護保険の財政の安定化を図る為の財政安定化基金の設置は都道府県の事務である。

2 ×

地域支援事業支援交付金の交付は、都道府県の事務ではなく社会保険診療報酬支払基金が行うこととなっている。

3 ×

第2号被保険者負担率の設定は国の責務であり、都道府県の責務ではない。ちなみに、第1号被保険者負担率の設定は市町村の責務である。

4 ○

介護保険審査会の設置は都道府県の責務である。

5 ×

介護給付費等審査委員会の設置は国民健康保険団体連合会が設置することであり、都道府県の責務ではない。

支給限度基準額について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 福祉用具貸与には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 2 福祉用具購入費には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 3 居宅療養管理指導には、区分支給限度基準額は適用されない。
- 4 転居した場合には、改めて支給限度基準額まで居宅介護住宅改修費の支給を受けることができる。
- 5 地域密着型サービスには、居宅介護サービス費等種類支給限度基準額は適用されない。

5	介護支援分野	支給限度基準額	2,3,4
---	--------	---------	-------

1 ×

福祉用具貸与は区分支給限度基準額が適用されるサービスである。

2 ○

福祉用具購入費は、区分支給限度基準額以外に、福祉用具購入費支給限度基準額が設定されている。

3 ○

居宅療養管理指導は、区分支給限度基準額が適用されないサービスである。

4 ○

転居した場合には、転居前に使用した居宅介護住宅改修費の額に関わらず、再度支給を受けることができる。また、居宅介護住宅改修費が再度支給できる要件としては、転居以外に介護度が3段階以上、上がった場合である。

5 ×

種類支給限度基準額は市町村が独自で定めることができるものであり、区分支給限度基準額の範囲内で地域密着型サービスにも適用される。

10

介護支援分野

令和元年再試験 問題 15

介護サービス情報の公表制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 国民健康保険団体連合会は、報告された内容が事実かどうかを調査しなければならない。
- 2 介護サービス事業者のうち、指定地域密着型サービス事業者は、介護サービス情報を市町村長に報告しなければならない。
- 3 都道府県知事は、介護サービス事業者が相談・苦情等の対応のために講じている措置を公表しなければならない。
- 4 都道府県知事は、介護サービス事業者が介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置を公表しなければならない。
- 5 都道府県知事は、介護サービス事業者が利用者の権利擁護等のために講じている措置を公表しなければならない。

10	介護支援分野	介護サービス情報の公表	3,4,5
----	--------	-------------	-------

1 ×

国民健康保険団体連合会は、報告された内容が事実であるか調査を行うことはない。

2 ×

指定地域密着型サービス事業者の介護サービス情報の公表についても市町村の報告ではなく、都道府県知事に報告しなければならない。

3 ○

介護サービス事業者が相談・苦情等の対応のために講じている措置は、都道府県知事が公表しなければならない。

4 ○

介護サービス事業者が介護サービスの質の確保のために総合的に講じている措置は、都道府県知事が公表しなければならない。

5 ○

介護サービス事業者が利用者の権利擁護等のために講じている措置は、都道府県知事が公表しなければならない。